

会費について

平成 27 年 4 月 1 日
 一般社団法人 横浜市薬剤師会
 横浜市薬剤師連盟

一般社団法人 横浜市薬剤師会 定款 7 条並びに入会金及び会費に関する規程に定める別表 1 に基づき次のとおりとする。

言 己

種 別		薬剤師会 会 費	薬剤師連盟 会 費
正会員 I (前第一種会員)	横浜市内に薬局等を開設する薬剤師又は、勤務する管理薬剤師であってこの法人の目的及事業に賛同した会員	34,400円 (半期 17,200円)	1期 400円 (年額 1,600円)
正会員 II (前第三種会員)	横浜市内に居住又は勤務する薬剤師、その他の薬剤師であって、この法人の目的及び事業に賛同した会員 (正会員 I を除く)	5,600円 (半期 2,800円)	1期 100円 (年額 400円)
賛助会員 (前第二種会員)	この法人の事業を賛助するため入会した会員 (非薬剤師)	9,200円 (半期 4,600円)	1期 200円 (年額 800円)

会員は、毎事業年度、会費を次の 2 回に分け、それぞれの期限までに納入しなければならない。ただし、前納を妨げないものとする。

前期 (4～9 月分) 6 月末日まで

後期 (10～3 月分) 12 月末日まで

なお、前期は、4 月 1 日現在会員である者、後期は 10 月 1 日現在会員である者を会費請求の対象とする。

・ 中途入会の会費

年度の中途に入会した会員の会費は、入会月の翌月からその年度の最終月の分までについては、月割相当額に加入月数を乗じた額とし、この法人から直接本人に請求する。

その後の次の年度からは、地域薬剤師会を経由して納入するものとする。

中途入会 月額 会費 / 12 か月

会 員 区 分	金 額
正会員 I	2,860円 (34,320円)
正会員 II	460円 (5,520円)
賛助会員	760円 (9,120円)

※ 市薬会費は地域薬剤師会にて徴収

※ 市薬連は年額徴収となります。

(地域薬剤師会に政治団体がある場合は異なります)